

広報 笑 顔

スマイル

2021.2.22 No.175

生活就労にお困りではありませんか？

北海道では生活困窮者に対し、生活困窮者自立相談支援事業として生活就労にお困りの方をサポートする取り組みを行っています。

生活のこと、仕事のこと、家計のことでお悩みの方、お困りの方の総合窓口です。

お電話での相談、直接担当者ご自宅まで出向いての面談も可能です（秘密厳守・相談無料）。

お困りの方は左記までご連絡ください。
相談先

生活就労サポートセンター
いぶり

☎0120-09-0783
(相談者専用フリーダイヤル)

軽自動車などの譲渡・廃車の手続きについて

令和3年度の軽自動車税（種別割）は、4月1日（木）現在の所有者に対して課税されます。

軽自動車などを取得、譲渡、廃車した方や住所変更の手続きが済んでいない方は、3月中に手続きを済ませてください。

軽自動車税（種別割）は、自動車税と異なり月割賦課制度がありません。4月2日（金）以降に譲渡や廃車をしても、令和3年度の軽自動車税（種別割）は全額納付となりますのでご注意ください。

手続き先

・原動機付自転車（125cc以下のバイク）、小型特殊自動車（トラクター、フォークリフトなど）

税務住民課税務グループ

☎2513

目次

お知らせ

公営住宅入居者募集

生涯学習だより「せりり」

地域安全ニュース

1~4

5

6~9

10

いる方、または採用日までに取得見込みの方

※採用後、安平町内に居住することが条件となります。

※地方公務員法に規定する欠格条件に該当する方は、試験を受けることができませんのでご注意ください（詳細は、総務課総務グループへお問い合わせください）。

試験日程
応募受付し、書類選考後、受験者へ通知します。

試験内容
適性検査（論文・面接）

試験会場
総合庁舎（時間等については受験者へ別途通知します）

応募方法
次の書類を添えて応募してください。

①受験申込書 ②履歴書（町指定の様式を使用し写真を貼付） ③各種資格免許証の写し ④職務経歴書（職歴のある方）※任意の様式（A4版）

⑤卒業証明書等の写し
※①、②は、総務課総務グループに直接請求するか、町ホームページからダウンロードしてください。（URL <https://www.town.abira.lg.jp>）

受付期間

合格者が出るまで随時受付

※直接役場に持参する場合は、8時30分から17時15分までの平日に限り受け付け

問合せ
総務課総務グループ

☎2511

日時
3月1日（月） 12時~15時

場所

ふれあいセンターいぶき
※会場は手指消毒、換気などのコロナ対策をしています。

※当日、マスク着用をお願いします。

※緊急事態宣言が出た場合は中止します。

※お茶、コーヒー、お楽しみ甘味をご用意（参加費無料、昼食持参OKです）

※安平町支え合い活動交付金、社会福祉協議会助成金を受け運営しています。

問合せ
代表 佐々木

☎3706